

地方独立行政法人長野県立病院機構第 3 期中期目標・中期計画（比較）

地方独立行政法人長野県立病院機構

第 3 期中期目標（案）	第 3 期中期計画（たたき台）
<p>前文</p> <p>地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、面積が広く中山間地が多い長野県において、地域住民の命と健康を守るべく地域医療や高度・専門医療の提供、医療人材の養成など本県の政策医療を担いつつ、公的使命を果たしてきた。</p> <p>平成27年度から令和元年度までの第2期中期目標期間においては、地域包括ケア病棟の開設や小児集中治療室の増床など医療提供体制の充実、看護専門学校では3年連続の国家試験受験者全員合格など、着実に成果が表れている。</p> <p>また、病院機構ではこれまで給与制度の見直しなどに取り組んできたが、医師の不在や年金一元化などにより、平成28年度及び29年度決算において赤字を計上するなど、厳しい経営状況であったことから、病院機構の職員が一丸となって経営改善に取り組み、平成30年度決算では大幅に収支を改善した。</p> <p>一方で、人口減少や高齢化の進展による医療需要の変化については、地域医療構想を踏まえ、適正な病床の規模や医療機能の分化など県立病院の役割についての検討が迫られている。こうした中、病院機構では医師確保を継続して進めるとともに、県内医療水準向上に向けた医療人材の養成、医療制度改革や働き方改革など医療を取り巻く環境の変化に柔軟かつ積極的な対応が求められている。</p> <p>このような状況を受け、病院機構の働き方改革、人事評価制度、先端技術の活用、医療安全等の取組が他の公立病院のモデルとなる事を期待するとともに、引き続き病院機構が県民から求められる公的使命を着実に果たすために、県は以下の第3期中期目標を病院機構に示すものである。</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成 22 年度の法人設立以来、それぞれの県立病院が県民から求められている役割を確実に果たすため、政策医療や高度・専門医療を継続して提供してきた。</p> <p>第2期中期計画（平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）においては、県立 5 病院が果たすべき役割を明確化し、高度専門医療の提供、地域連携の強化及び医療人材の確保や育成などに戦略的に取り組んできた。</p> <p>第3期中期計画（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）においては、機構の基本理念の下、「地域の明日を医療で支える」をキャッチフレーズに、引き続き県民の視点に立った、安全・安心で良質な医療サービスを安定的に提供する。</p> <p>病院機構は、ここに定める中期計画の実現に向けて全職員が一丸となって取り組み、長野県知事から示された中期目標を確実に達成し、県立病院としての公的使命を果たしていくものとする。</p>
<p>第 1 中期目標の期間</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間</p>	
<p>第 2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>病院機構は、安全・安心な医療を提供し、県民の健康の維持及び増進を図ること。</p> <p>また、地域の医療機関との機能分化や連携を図るとともに、医療人材の養成などにより県内医療水準の向上に努めること。</p>	<p>第 1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>病院機構は、安全で安心な医療を提供するため、常に医療機関としての機能向上に努め、県民の健康の維持及び増進に寄与する。</p> <p>また、医療機関を含め地域との連携を図るとともに、医療人材の養成を通して県内の医療水準の向上を図る。</p>
<p>1 県立病院が担うべき医療等の提供</p> <p>(1) 地域医療の提供</p> <p>ア 地域医療</p> <p>各病院は地域の医療需要を見極め、持続可能な医療を提供すること。特に、下伊那南部地域を主な診療圏としている阿南病院と、木曽地域唯一の有床医療機関である木曽病院は、地域を医療で支える使命を担うべく、高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・看護・リハビリ・薬剤指導など）を提供することで、地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たすこと。</p> <p>また、身近な医療圏で安心して出産ができる体制を維持するとともに、院内助産の推進について検討すること。</p>	<p>1 県立病院が担うべき医療等の提供</p> <p>(1) 地域医療の提供</p> <p>ア 地域医療</p> <p>各病院は、地域の医療需要に応じた診療体制を整備するとともに、診療機能の充実を図る。</p> <p>阿南病院及び木曽病院は、関係機関等と連携し在宅医療を提供する中で、地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たす。</p> <p>信州医療センター及び木曽病院は、産科医療体制の維持・充実に努めるとともに、院内助産体制の整備について検討する。</p>
<p>イ へき地医療</p> <p>阿南病院及び木曽病院は、へき地医療拠点病院として救急医療体制を維持するとともに、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。</p>	<p>イ へき地医療</p> <p>阿南病院及び木曽病院は、へき地医療拠点病院として、救急医療体制を含めた地域住民への医療提供体制を維持するとともに、関係機関等との連携のもと、無医地区への巡回診療を行う。</p> <p>また、へき地診療所からの要請に基づき医師を派遣する等の支援を積極的に行う。</p>
<p>(2) 高度・専門医療の提供</p> <p>ア 感染症医療</p>	<p>(2) 高度・専門医療の提供</p> <p>ア 感染症医療</p>

<p>信州医療センターは第一種及び第二種感染症指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院及び結核指定医療機関、木曽病院は第二種感染症指定医療機関であることから、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。</p>	<p>信州医療センター及び木曽病院は、県が行う感染症対策と連携し、感染症の発生予防やまん延防止を図る。信州医療センターは感染症医療の中核病院として、感染症に対し適切な診療を提供するとともに、教育機能の拡充及び医療機関、地域住民への最新情報の発信に努める。また、感染症発生時に迅速な対応ができるよう、定期的に入受訓練を実施するとともに、感染症発生時においては、早期に適切な医療を提供する。</p>
<p>イ 精神医療 このころの医療センター駒ヶ根は県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、精神科の救急・急性期医療を着実に実施するとともに、依存症等の専門医療を提供すること。また、ニーズの高まっているゲーム依存症などの治療について検討するとともに、発達障がいや摂食障がいなどの児童青年精神医療の強化等について、信州大学医学部と連携して取り組むこと。 また心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。</p>	<p>イ 精神医療 このころの医療センター駒ヶ根は、県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。 ・精神科救急医療の拠点病院として、24時間体制の精神科救急・急性期医療を行うとともに、m-E C T（修正型電気痙攣療法）などの先進的な専門医療の充実を図る。 ・県全域を対象とした児童・思春期、青年期の精神疾患の専門医療機能及び緊急対応の充実を図るとともに、児童精神科医の育成についても機能の充実を図る。 ・アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等の多様な依存症の専門医療機能の充実を図るとともに、医療従事者等への研修の充実を図る。 ・地域型認知症疾患医療センターとして、地元市町村等と連携し、認知症疾患への取組を行う。 ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定入院・指定通院医療機関を運営し、同法の処遇対象者が社会復帰するために必要な医療を行う。</p>
<p>ウ 高度小児医療、周産期医療 こども病院は、県における高度小児医療を担う病院として小児医療及び救命救急医療を提供するとともに、総合周産期母子医療センターとして、信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながらその役割を果たすこと。 また、成人期移行患者等の新たなニーズに対する医療の充実について、信州大学医学部附属病院と連携して取り組むこと。</p>	<p>ウ 高度小児医療、周産期医療 こども病院は、県における高度小児医療を担う病院として、次に掲げる小児医療及び周産期医療の診療機能の充実を図る。 ・一般の医療機関では対応が困難な小児医療の中核病院として診療機能を充実させるとともに、全県的立場で小児重症患者の医療体制の充実を図る。 ・小児在宅医療の支援体制や信州大学医学部附属病院などと連携した成人移行患者に対する継続的な医療の充実を図る。 ・県の総合周産期母子医療センターとして、県内産科医療機関との連携を図りながら胎児診療を主体とした周産期医療の維持・向上を図る。</p>
<p>エ がん医療 信州医療センター、阿南病院、木曽病院及びこども病院は、がん診療連携拠点病院との連携を強化するなど、がん診療機能の向上を図ること。特に木曽病院は、地域がん診療病院としての役割を果たすこと、こども病院は小児がん診療機能の向上に努めること。</p>	<p>エ がん医療 質の高いがん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院との連携を強化し、がん診療機能の向上に努める。木曽病院は、地域がん診療病院として、がん患者の診療及び相談支援体制の充実を図る。また、こども病院は、小児がん診療機能の向上を図るとともに、小児がん連携病院の認定に向けて取組む。</p>
<p>(3) 災害医療などの提供 長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすとともに、災害時においても医療・介護サービスの提供ができる体制を整えること。 このころの医療センター駒ヶ根は災害派遣精神医療チームの派遣体制を確保すること。 木曽病院は木曽地域における災害拠点病院としての役割を果たすとともに災害派遣医療チームの派遣体制を確保すること。 また、電子カルテのバックアップシステムを構築するなど、災害時に必要な医療を確実に提供できる体制を整えること。</p>	<p>(3) 災害医療などの提供 長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすため、木曽病院は、災害拠点病院及びDMAT（災害派遣医療チーム）指定病院として、このころの医療センター駒ヶ根は、DPAT（災害派遣精神医療チーム）登録病院として、また、他の県立病院においては、関係機関からの要請に応じて派遣する医療チームとして、適切な医療活動を行う。 併せて、災害発生時においても必要な医療を確実に提供するため、電子カルテデータのバックアップシステムを構築する。</p>
<p>(4) 認知症の専門医療の提供 このころの医療センター駒ヶ根は地域の関係機関と連携し、認知症の専門医療を提供すること。 阿南病院及び木曽病院は認知症の患者や家族の相談・支援を進めること。</p>	<p>(4) 認知症の専門医療の提供 このころの医療センター駒ヶ根は、地域型認知症疾患医療センターの指定を目指して、地域の関係機関と連携し、認知症に関する専門医療・専門相談を提供する。 阿南病院及び木曽病院は、認知症に対する医療需要へ対応するため、診療及び患者や家族の相談・支援体制を充実させる。</p>
<p>(5) 介護サービスの提供</p>	<p>(5) 介護サービスの提供</p>

<p>阿南病院は介護老人保健施設に加え、新たに訪問看護ステーションを運営し介護サービスの充実に努めること。</p> <p>木曽病院は介護老人保健施設の運営を行うとともに、介護医療院を運営し介護サービスの充実に努めること。</p>	<p>阿南介護老人保健施設、木曽介護老人保健施設は、適切かつ充実したサービスを提供する。</p> <p>阿南病院は、訪問看護ステーションの運営を行い在宅医療環境を充実させ、木曽病院は、介護医療院の運営を行い慢性期の医療・介護サービスを充実させる。</p>
<p>2 地域連携の推進</p> <p>(1) 地域医療構想への対応</p> <p>地域医療構想を踏まえ、適正な病床数の検討や他の医療機関との連携体制を強化するとともに、県立病院の持つ医療資源や医療機能を効率的・効果的に提供することで地域の医療機関を支援して、地域医療全体の機能向上を図ること。</p>	<p>2 地域連携の推進</p> <p>(1) 地域医療構想への対応</p> <p>地域医療構想を踏まえ、関係機関等との協議に基づき県立病院の持つ医療資源や医療機能を効率的に提供する等、地域における医療連携体制を強化するとともに、効率的な医療提供体制について検討する。</p>
<p>(2) 地域包括ケアシステムの推進</p> <p>中山間地をはじめとする医療・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。特に信州医療センター、阿南病院及び木曽病院は、各地域の中核病院として、こころの医療センター駒ヶ根は、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの推進、こども病院は小児在宅医療の推進を図ること。</p>	<p>(2) 地域包括ケアシステムの推進</p> <p>地域の実情に応じた医療・介護ニーズに適切に対応するため、関係機関等との連携に基づき在宅医療に積極的に取り組むとともに、地域における各病院の立ち位置に応じて地域包括ケアシステムにおける役割を果たす。</p>
<p>(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進</p> <p>市町村、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関やNPOなどと連携し、児童虐待への対応、医療的ケア児、母子保健、予防医療、退院後の支援等に取り組むこと。</p> <p>また、健康増進や重症化予防などによる健康長寿に向けた取組をすること。</p>	<p>(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進</p> <p>各病院は、市町村、関係機関等と連携し、児童虐待への対応や発達障がい児、医療的ケア児への支援等に対して、県立病院の持つノウハウを提供するとともに、市町村等が行う健康増進施策と連携した予防医療、母子保健、地域の福祉関係機関等が行う退院後の支援等に対し積極的に取り組む。</p>
<p>3 医療従事者の養成と専門性の向上</p> <p>(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成</p> <p>県内医療機関に従事する医師の確保に資するよう、信州医師確保総合支援センターの分室として初期臨床研修医及び専攻医の受入れ・養成を行うとともに、地域医療に必要な幅広く診療のできる総合医を養成すること。</p>	<p>3 医療従事者の養成と専門性の向上</p> <p>(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成</p> <p>信州医療センターは、関係機関との連携のもと、基幹施設として総合診療研修プログラムに基づき、総合診療医や臨床研修医の養成を推進する</p> <p>また、県立病院の特色を活かした臨床研修プログラムやシミュレーション教育を充実させ、研修指導體制を強化するとともに、積極的な広報活動と県立病院間の指導医連携を推進し、医学生、初期臨床研修医及び専攻医の受入れと育成を図る。</p> <p>研修センターは、信州医師確保総合支援センター分室として、県との連携を強化し、医療職を目指す地域の中高生、医学生や医師を対象とした研修の充実に努める。</p>
<p>(2) 機構職員の養成</p> <p>病院機構の特長を活かした研修・教育体制により、全職員の知識・技術の向上を図るとともに、認定資格の取得を促すなど、医療技術職員の技術の向上を図ること。</p> <p>また、特定行為が行える看護師の養成を進めること。</p>	<p>(2) 機構職員の養成</p> <p>全職員を対象とした研修体系の評価と見直しを継続的に行い、研修の充実に努めることにより、職員の知識、技術、資質の向上を図る。</p> <p>医師、看護師、医療技術職員等の認定資格の取得を推進するとともに、在宅・慢性期領域等の特定行為に対応できる看護師の養成を進める。</p>
<p>(3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献</p> <p>シミュレーション教育を活用した研修の実施、医療関係教育機関などへ職員を講師として派遣することや実習生の受入れなどにより、県内医療従事者の技術水準の向上に貢献すること。</p>	<p>(3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献</p> <p>研修センターは、県内外の医療機関等と連携し、シミュレーション教育を活かした研修会、講師派遣等を実施するとともに、同センター木曽分室・こども分室における研修の更なる充実に努め、県内医療従事者の技術水準の向上に向けて取り組む。</p> <p>各病院は、実習生の受入れについて積極的に取り組む。</p>
<p>(4) 信州木曽看護専門学校の運営</p> <p>専任教員の確保に努め、地域医療を担う看護師を養成すること。</p>	<p>(4) 信州木曽看護専門学校の運営</p> <p>看護基礎教育の質を確保し、県立病院の持つ医療資源を活かして、地域医療、高度・専門医療等に幅広く対応しうる看護人材を、安定的かつ継続的に育成する。</p> <p>看護教員の確保に向け、看護教員養成講習会を受講させるとともに、教員の質向上のため、大学（放送大学）進学を積極的に支援する。</p>
<p>4 医療の質の向上に関すること</p>	<p>4 医療の質の向上に関すること</p>

<p>(1) より安全で信頼できる医療の提供 安全で安心な医療を提供するために、医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。また、院内感染防止対策を確実に実施すること。</p>	<p>(1) より安全で信頼できる医療の提供 医療安全対策を継続して推進し各病院の医療安全の標準化と質の向上を図るとともに、県の医療安全対策について協力して取り組む。 また、院内感染防止のため、県立病院間で情報の共有化を図りながら、発生予防と拡大防止対策を推進する。</p>
<p>(2) 医療等サービスの一層の向上 満足度調査などによる患者・家族のニーズの把握や、臨床評価指標（クリニカルインディケーター）の提供により患者サービスの向上に努めること。 また、ACP（注）など、患者が望む医療やケアを提供すること。 （注）自らが望む医療やケアについて前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組</p>	<p>(2) 医療等サービスの一層の向上 患者満足度調査により患者及び家族のニーズを把握・分析した上で、患者等の理解をいただきながら、最適な医療サービスを提供する。 また、患者の病院選択に資する臨床評価指標や医療の質の評価指標を提供し、患者サービスの一層の向上を図る。</p>
<p>(3) 先端技術の活用 先端技術を活用した遠隔診療、医療従事者間の情報共有や電子カルテの相互参照などにより地域における持続可能な医療・介護サービスを提供するとともに、医師を始めとする医療従事者の負担軽減を図ること。</p>	<p>(3) 先端技術の活用 訪問診療等における遠隔診療の検討や、電子カルテの相互参照、モバイル端末による医療従事者間の情報共有等、医療分野における先端技術の活用により、医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能の充実を図り持続可能な医療サービスを提供する。</p>
<p>(4) 信州大学等との連携 協力型臨床研修病院として、初期臨床研修医の受入れを行うとともに、専攻医の受入れを積極的に行い、医師を養成すること。 また、連携大学院教育等により専門性の高い医師並びに医療従事者の養成を行うこと。 県と信州大学との地域医療の推進に関する覚書に基づき、電子カルテを統一し、活用について検討を進めること。</p>	<p>(4) 信州大学等との連携 こころの医療センター駒ヶ根及びこども病院は、信州大学との連携大学院教育等により職員の研究活動を推進し、専門性の高い医師及び医療従事者等の養成を行う。 県と信州大学との地域医療の推進に関する覚書に基づき、県立病院と信州大学医学部附属病院との電子カルテの統一化や、県立病院の医療機能に関連する新たなニーズへの対応等について検討する。</p>
<p>(5) 医療に関する研究及び調査の推進 医療に関する研究調査などに取り組み、新たな医療技術と医療水準の向上に貢献するとともに、病院機構で行っている取組、研究・調査の成果などを県民に分かりやすく広報すること。</p>	<p>(5) 医療に関する研究及び調査の推進 臨床研究を推進して研究機能を向上させ、院内の医療技術・医療水準の向上を図る。 また、病院機構が行っている取組みや研究の成果を、マスメディア、ホームページ、公開講座等を通じて公開し、県民の健康増進に貢献する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 病院機構は、柔軟性・自律性・迅速性を引き続き発揮し、医療環境の変化等へ適切に対応するとともに、業務運営の改善・効率化に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 地方独立行政法人制度の強みを活かし、医療組織に適した業務運営体制の改善・効率化に努めるとともに、柔軟性・自律性・迅速性のある病院経営を行う。</p>
<p>1 業務運営体制の強化 医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進めるとともに、公正で客観的な人事評価制度による的確な組織・人事運営を行うこと。 また、病院運営に一体的に取り組むため、職員意識の向上を図るとともに、医療環境の変化に的確に対応すること。</p>	<p>1 業務運営体制の強化 医療組織により適した人事評価制度を構築するとともに、医療環境の変化に柔軟に対応し、医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進める等、的確な組織・人事運営を行う。 職員満足度調査等を活用し、職員が意欲を持って働ける職場環境の整備に努める。また、病院運営に一体的に取り組むため、経営状況や経営改善の取組について情報共有を図る。</p>
<p>2 働き方改革への対応 持続可能な医療を提供するため、先端技術を活用した遠隔医療、女性医師の働き方支援、タスク・シフティング等への取組など、職員の労働時間短縮に努めるとともに、医療サービスの適正化を図ること。</p>	<p>2 働き方改革への対応 医師の健康確保と地域医療の確保の観点から、訪問診療時に利用可能な遠隔医療等の先端技術の活用や、他職種へのタスク・シフティング、交代制勤務の導入等について検討し、医師の労働時間の短縮等、適正な労務環境の整備に努める。</p>
<p>3 職員の勤務環境の向上 ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進すること。</p>	<p>3 職員の勤務環境の向上 ワークライフバランスに配慮した院内保育所の適正な運営等、職員の多様な働き方を支援するための環境整備を進める。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 病院機構は、経営基盤を強化し安定した経営を続けること。 なお、県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 病院機構は、県立病院として求められる公的使命を確実に果たすため、業務運営の改善及び効率化に取り組むとともに、県からの運営費負担金を適切に確保する。</p>

<p>1 経常黒字の維持 中期目標期間の累計で経常収支比率を100%以上とすること。 キャッシュフローを踏まえた、中長期的な経営を見据えた資金計画を立てること。</p>	<p>1 経常黒字の維持 中期目標期間内の累計で経常収支比率100%以上を達成する。 (1) 予算（令和2年度～6年度）（略） (2) 収支計画（令和2年度～6年度）（略） (3) 資金計画（令和2年度～6年度）（略）</p>
<p>2 経営基盤の強化 (1) 収益の確保 新たな診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的に検討を行うほか、診療報酬制度の改定に迅速に対応し、収益の確保を図ること。また、診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。</p>	<p>2 経営基盤の強化 (1) 収益の確保 診療報酬制度の改定に迅速に対応し、収益の確保を図る。また、様々な診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的に検討を行うほか、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止及び早期回収に努める。</p>
<p>(2) 費用の抑制 診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組むこと。</p>	<p>(2) 費用の抑制 診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果を意識した業務改善に取り組む。</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。</p> <p>第7 料金に関する事項 1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令等に基づき算定した額 (2) 次の表に定める額（略） (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の額は、理事長が別に定める。 2 減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部統制を着実に推進し適切な業務運営を行うこと。 また、長野県個人情報保護条例や長野県情報公開条例等に基づき、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、職員への周知を徹底すること。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する事項 1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理 各種研修会等の開催により、法人内のコンプライアンスの強化を図るとともに、内部統制委員会及びリスク管理委員会の活動を通じて内部統制等の評価・検証を行い適切な業務運営を行う。 また、長野県個人情報保護条例や長野県情報公開条例等に基づき、保有する個人情報の適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、定期的な研修会により、職員への周知を徹底する。</p>
<p>2 施設整備及び医療機器に関する事項 地域の医療ニーズや費用対効果などを総合的に勘案した中長期的な投資計画のもと、施設と医療機器の整備を効果的に行うこと。</p>	<p>2 施設整備及び医療機器に関する事項 地域の医療需要や費用対効果などを総合的に勘案し、中長期的な視野に立って、施設及び医療機器の整備を計画的に実施する。 また、相当の年数が経過した施設については、長寿命化を図るために必要な大規模改修を、県と連携して進める。 (1) 施設及び設備の整備に関する計画（令和2年度～6年度）</p>

施設・設備の内容	予定額	財源
施設及び医療機器等整備	総額 百万円	長野県長期借入金等

3 中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な項目について、新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、中期計画において数値目標を設定すること。

3 中期計画における数値目標の設定

診療機能の充実や経営の安定化が図られているかを検証するため、新公立病院改革ガイドラインに基づき、医療機能等の指標や経営指標について数値目標を設定する。
また、年度計画においても、当機構及び各病院に適した数値目標の設定に努める。

【分娩件数】

病院名	平成30年度実績	令和6年度目標

【紹介率・逆紹介率】 【訪問診療・看護件数】

病院名	平成30年度実績	令和6年度目標

【経常収支比率】 【医業収支比率】

病院名	平成30年度実績	令和6年度目標

【病床利用率】

病院名	平成30年度実績	令和6年度目標

【材料費・薬品費・職員給与費の対医業収益比率】

病院名	平成30年度実績	令和6年度目標

4 積立金の処分に関する計画

第2期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第40条第4項に該当する積立金があるときは、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。